

財産の取得について

上記の議案を提出する。

令和 6 年 6 月 10 日

安芸高田市長職務代理者 副市長 米村 公男

財産の取得について

安芸高田市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成 16 年安芸高田市条例第 216 号）第 3 条の規定により、次のとおり財産の取得について、議会の議決を求める。

- 1 契約の目的 消防ポンプ自動車購入
- 2 契約の方法 指名競争入札
- 3 契約の金額 25,960,000 円
- 4 契約の相手方 住 所 広島県安芸高田市向原町坂 26 番地 1
名 称 株式会社 向原モータース
代表者 代表取締役 幸川 理